



＼最大3万円・65歳以上の市民が対象／ 高齢者の補聴器購入費を助成(4/1～)

龍ヶ崎市は、高齢者の補聴器購入費を助成する事業を令和6年4月1日(月)から開始しますので、お知らせします。

助成は65歳以上の市民が対象。聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けておらず、耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要と認められたことなどを条件とします。所得制限はありません。

対象者には1人1回、3万円を上限に購入費の2分の1を助成。申請には必要事項を記入した申請書や、聴力の状態などを示す医師の意見などが必要で、補聴器購入後の申請は対象外です。

本事業は、高齢者が早期に難聴の診断を受け、補聴器を使用することで、より良い社会生活を促し、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制を目的に取り組むものです。

報道機関の皆様には、本事業の周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

■助成額	補聴器購入費の2分の1(上限3万円)
■対象者	次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、龍ヶ崎市に住民登録がある65歳以上の方 ・耳鼻咽喉科専門医が補聴器の使用を必要と認めた方 ・聴覚障がいによる身体障害者手帳を交付されていない方
■対象機器	管理医療機器認定を取得した補聴器本体(両耳または左右いずれかの耳に使用するもの)とその付属品 ※付属品は電池(最小単位)、充電器およびイヤーマールドに限ります。 【次のものは対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・集音器 ・支給決定前に購入したもの ・診察料、検査料、意見書作成料等の受診費 ・補聴器の修理、保守、電池交換 ・付属品のみ購入にかかる費用
■申請方法	①所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を本市福祉総務課に提出 ②審査・決定の後、補聴器を購入 ※助成額を差し引いた額を補聴器販売店に支払う
■資料	チラシ

担当課	龍ヶ崎市 福祉部 福祉総務課 高齢福祉グループ 担当者:渡部・生井(わたなべ・なまい) 連絡先:0297-63-2376(直通)
-----	--